



「輝く明日へ」
人権シリーズ②

くひだまりの家の取り組み

福祉と人権のまちづくりの発信拠点

十里にあるひだまりの家は、「福祉と人権のまちづくりの発信拠点」として位置づけられた市の施設です。コミュニティセンター機能をもつ隣保館として、人と人がつながりあい、人権が大切にされる社会の実現に向けて、教育事業や啓発・交流事業、福祉事業、福祉事業、相談事業などを行っています。

人権を考えるきっかけの場

玄関を入るとすぐに図書コーナーがあり、児童書や人権図書を中心に約1万3千冊の本が並んでいます。小さい頃から本に親しむ習慣をつけること、また、本をおして親子、子ども同士、親同士など広く交流してもらうことを目的に、おはなし会や親子ふれあい活動などを実施しています。

また、館内には、「人権の木」や、人権メッセージが書かれた「にじいろのさかな」などがあります。どの作品も多くの人の参加により出来あがったもので、人権に対する思いがつまっています。

長さ10メートルを超える十里まちづくり事業の年表は、事業内容の列挙だけでなく、地域の皆さんにその当時の思いを

聞き、写真や吹き出し、十里まちづくりニュースなどの記事を引用し、分かりやすく事業の概要、地域の思いを伝えていきます。

教育・啓発・交流活動

子どもたちが解放の力をつけ、自己実現していくために、就学前、小・中学生の自主活動学級を行っています。自尊感情を高めることや解放のための確かな学力を身につけることなどを大切にしています。

大宝西学区の小学生を対象にした「こころのたいけんクラブ」は、地域周辺にある偏見や決めつけの解消に向け、地域の魅力を知るウォークラリーなどにより、地域の皆さんとの交流を大事にしています。

大宝西学区の0〜1歳児を対象にした子育て支援事業「ほかほかひろば」では十里地域と近隣地域の交流に取り組んでいます。親子



地域の魅力を知る「こころのたいけんクラブ」

で活動できる遊び場を提供し、育児仲間を広げ、差別と向き合える仲間づくりをしています。また、ひだまりの家ではパソコン教室などの各種講座や、大正琴などの自主活動学級があり、幅広い世代が参加しています。利用者に施設の目的や取り組みを知ってもらうと同時に、「関わりをもってもらいたい」という焦点を置き、「講座や自主活動学級を支えている」という意識を育んでいます。

大宝西ふれあい解放文化祭

例年10月の第3土・日曜日に行われる「大宝西ふれあい解放文化祭」は、差別をなくしたい願い、思いを伝え、みんなで共有する機会です。約50人のメンバーで実行委員会を組織し、人権啓発劇の上演や部落差別問題学習、各種展示発表、人権モニユメントの制作、コンサート、模擬店など多様な催しが行われます。

21回目を迎える今年のテーマは「人と人 つながって 広げよう人権の輪」です。新しい人と人のつながりが、縦にも横にもつながり、大きく広がって、人権社会の発展につながるという思いを込めています。皆さん、ぜひお越しください。

■日時：10月15日(土) 11時～
10月16日(日) 10時30分～
■場所：ひだまりの家および周辺

ひだまりの家

☎ 552-11000 FAX 552-11154

10月1日から「B型肝炎ワクチン」の定期接種が始まります

▼B型肝炎予防接種実施医療機関

医療機関	住所	電話
うつのみや医院	十里136-2	552-1888
片岡クリニック	安養寺八丁目 1-33ナカザワメ ディカルビル2F	554-7415
きつきクリニック	岡195-1	553-8051
☆ごとう医院	御園1829-1	559-2782
こびらい生協 診療所	小平井三丁目 2-25	553-9696
三愛小児科 診療所	小栢六丁目 10-2	553-6656
耳鼻咽喉科 岩崎医院	霊仙寺一丁目1-32 カサベルデ1F	552-8719
てはらクリニック	手原五丁目6-12	554-1112
バームこども クリニック	野尻440	551-2110
ひえだ医院	辻251-5	551-5388
まるやま医院 (日曜日可)	野尻590 あかつきビル1F	554-8881
栗東よしおか小児科	総三丁目5-17	596-3700
☆済生会滋賀県病院	大橋二丁目4-1	552-1221

※受診前に必ず予約確認をしてください。
☆はかかりつけ患者のみ実施。

■B型肝炎とは：
B型肝炎ウイルスの感染によって引き起こされる病気です。感染状態が続くと慢性肝炎や肝硬変・肝がんなど命に関わる病気を引き起こすこともあります。

抗体獲得率の高い0歳児の時期に接種をして予防を心がけることが大切です。

■対象者：平成28年4月1日以降に出生した1歳未満の人

※ただし、母子感染予防のためにHBS人免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの接種を受けた場合は、保険適用となるため、定期接種の対象外となります。

■接種方法：医療機関での個別接種（実施医療機関は表参照）

※1歳になってしまつと、定期接種の対象外となり、費用も自己負担となります。

☎ 554-6100 関健康増進課管理係
554-6101

■対象外となります。

■接種期間：1歳の誕生日の前日までに3回の接種を終了します。

■料金：無料

■標準的な回数と間隔：合計3回接種します。

- ・1回目…生後2か月以降
- ・2回目…1回目接種から27日（4週）以上の間隔をあける
- ・3回目…1回目の接種から139日（20週）以上の間隔をあける

平成27年度介護保険事業運営状況

介護保険は、社会全体で支える制度です。

平成27年度の事業運営収支は歳入総額で31億1668万円です。

表1のほか地域支援事業分にかかる介護保険料や国、県および市などが拠出する交付金や繰入金などがあります。

一方、歳出総額は30億4674万2千円で、表2の介護給付費のほかに要介護認定審査など運営上の経常事務経費や地域支援事業にかかる必要経費などに支出しました。

なお、高齢化率の上昇などに伴

介護認定者の増加などにより、介護給付費は前年度と比較すると4・8%の増加となっています。

また、本市の介護保険を運営するうえで貴重な財源として満40歳以上の被保険者に負担いただいている介護保険料は、要介護や要支援の認定を受けた人が利用した介護（介護予防）サービスに対する給付費の支払いや地域支援事業の推進経費にのみ充てられています。実績額などは表のとおりです。

☎ 551-0281 関長寿福祉課介護保険係
551-0548

表1 歳入総額のうち介護給付費の財源内訳

	金額	構成比
第1号被保険者介護保険料	7億5,488万9千円	26.5%
介護給付費支基金交付金(第2号被保険者)	7億9,969万8千円	28.0%
介護給付費準備基金繰入金	0円	0.0%
国庫支出金	5億2,727万1千円	18.5%
介護給付費財政調整交付金	548万3千円	0.2%
県支出金	4億750万4千円	14.3%
繰入金(栗東市負担分)	3億5,640万5千円	12.5%
合計	28億5,125万円	100.0%

表2 歳出総額のうち介護給付費の支給内訳

介護認定を受けた人が利用した介護サービス費用の9割または8割を保険から給付しています。残りの1割または2割は利用者が負担しています。

	金額	構成比
居宅介護サービス費	15億6,111万7千円	54.8%
施設介護サービス費	8億2,460万1千円	28.9%
地域密着型サービス費	1億8,918万5千円	6.6%
介護予防サービス費	1億1,557万8千円	4.1%
特定入所者介護サービス費	8,782万6千円	3.1%
高額介護サービス費	4,576万8千円	1.6%
高額医療合算介護サービス費	660万2千円	0.2%
住宅改修費	1,318万1千円	0.5%
審査支払手数料	344万2千円	0.1%
福祉用具購入費	395万円	0.1%
合計	28億5,125万円	100.0%

防災総合訓練で防災力向上

8月27日、葉山東小学校
 一帯で「栗東市防災総合訓
 練」が行われました。
 震度6強の地震が発生し
 たとの想定のもと、市民の
 皆さんと防災機関が連携し
 ながら訓練を展開。
 土砂災害防止活動（水防
 工法）、避難所運営訓練（H
 UG）、水害図上訓練（R-I
 DIG）、応急炊飯訓練な
 ど、市民参加による学習体
 験型の訓練が多く盛り込ま
 れ、市全体の防災力の向
 上につながる一日となり
 ました。



①④倒壊家屋からの救出救助訓練②水害図上訓練③広域避難所運営訓練などにより、土砂災害・地震災害への対応を訓練しました

認知症になっても安心して暮らし続けられる栗東市を目指して



「認知症キャラバン・メイト養成講座」受講者募集

●開講日：10月25日(火)

9時30分～16時30分

●場所：草津保健所(草津市)

●対象：次のいずれかの要件を満たす人で、月2回程度の「認知症サポーター養成講座※」の講師をボランティアで行える人

①認知症介護指導者養成研修了者②認知症介護実践リーダー研修了者③介護相談員④「公益社団法人認知症の人と家族の会」会員⑤その他認知症に関する基本的な知識や介護経験などがあり、キャラバン・メイトの業務を適切に実施できると認められる人

●受講料：無料

●申込み：10月7日(金)17時まで

☎地域包括支援センター

☎551-0285 ☎551-0548



認知症キャラバン・メイト養成講座

※認知症サポーター養成講座：認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるように温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を養成する講座です。

「にこにこカフェ・こんぜ」を開催

認知症の人やその家族が気軽に集える場として、「第1回にこにこカフェ・こんぜ」を開催します。おいしいコーヒーを飲みながら、ゆったりとした雰囲気の中で認知症や介護についてのミニ講座、介護予防体操や専門のスタッフによる介護相談もできます。時間内は自由に出入りできます。ごなたでも参加できますので、気軽にお越しください。

●日時：10月28日(金)

13時30分～15時30分

●場所：コミュニケーションセンター金勝

●参加費：100円

☎こんぜの郷デイサービスセンター

(担当：白木)

☎558-0005

☎地域包括支援センター

☎551-0285 ☎551-0548

平成27年度決算の財政健全化判断比率などを公表

地方公共団体の財政状況にかかる情報の公開度、透明度を高めて、その団体の財政事情を市民の皆さんにより分かりやすくすることと、財政事情の悪化を未然に防ぐことを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成19年6月に公布されました。

この法律では、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により、地方公共団体の財政の健全性を判断する下記①～④の指標（財政健全化判断比率）と、公営企業の経営健全性を判断する指標（資金不足比率）で明らかにし、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政の悪化具合をチェックします。

この比率は、平成19年度決算から公表が義務付けられ、平成20年度決算以降は、比率が一定の基準を超える団体は、「早期健全化計画」あるいは「財政再生計画」を策定し、早急に財政事情の改善に努めなければなりません。

本市の平成27年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

将来負担比率については、市の負担する債務残高を低減させたことなどにより、昨年度の206.9%から20.8ポイント減少しました。しかし、他市との比較においては依然として非常に高い比率ですので引き続き低減努力を行います。

実質公債費比率については、昨年度の17.4%と比較し0.1ポイント減少しました。しかし、平成25年度に市土地開発公社の抜本的改革として、第三セクター等改革推進債を発行したことから、今後はその償還が比率に負の影響を及ぼします。

今後も、中長期的な財政見通しをもって、早期の財政健全化に向けた取り組みを進めていきます。市民の皆さんのご理解をお願いします。

閩財政課 財政係 ☎551-0100 📠554-1123

◆市財政の健全性を判断する指標（表1）

- ①実質赤字比率…一般会計など（注1）の実質赤字が標準財政規模（注2）に占める割合
- ②連結実質赤字比率…本市の全会計の実質赤字（または資金不足額）が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率…一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

◆公営企業の経営健全性を判断する指標（表2）

- 資金不足比率…資金不足額が公営企業会計（注3）の事業規模に占める割合

（注1）【一般会計など】…市では、「一般会計」「土地取得特別会計」「墓地公園特別会計」「大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計」があります。

（注2）【標準財政規模】…地方公共団体の一般財源（使途が特定されていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種譲与税・県税交付金などで構成されます。

（注3）【公営企業会計】…市では、「大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計」「農業集落排水事業特別会計」「水道事業会計」「公共下水道事業会計」があります。

●平成27年度決算における健全化判断比率（表1）
（単位：%）

区分	栗東市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	12.87	20.0
連結実質赤字比率	赤字なし	17.87	30.0
実質公債費比率	17.3	25.0	35.0
将来負担比率	186.1	350.0	制度なし

●平成27年度決算における資金不足比率（表2）
（単位：%）

区分	栗東市	経営健全化基準	財政再生基準
大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計	不足なし	20.0	制度なし
農業集落排水事業特別会計	不足なし	20.0	制度なし
水道事業会計	不足なし	20.0	制度なし
公共下水道事業会計	不足なし	20.0	制度なし



自転車損害賠償保険に加入しましょう

【自転車が加害者となった事故の例】

①自転車と歩行者の事故

小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。→損害賠償額：約 9,500 万円

②自転車同士の事故

男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。被害者には後遺障害が残った。→損害賠償額：約 9,300 万円

10月から「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（滋賀県自転車条例）」で、自転車損害賠償保険などへの加入が義務化されました。自転車は法律上、自動車と同じ「車両」として位置づけられていますので、交通事故を起こせば刑事上の責任や民事上の責任、道義的な責任を負わなければなりません。事故を起こさないことが一番ですが、自分や家族を守るためにも自転車損害賠償保険などに加入しましょう。

■自転車損害賠償保険の種類

多種類ありますので、自分や家族にあった保険を選びましょう。

①自転車向け損害賠償保険：

自転車事故に備えた保険で、滋賀県交通安全協会や各損害保険会社、各コンビニエンスストアなどが取り扱っています。

②個人賠償責任保険：

自動車保険や火災保険、傷害保険、各種共済、団体保険などに付帯する個人賠償責任保険で、各損害保険会社や各共済組合が取り扱っています。

③TSマーク付帯保険：

自転車安全整備店で整備された自転車に貼付されるTSマークに保険が付帯されています。

■TSマークとは



年に1回、自転車安全整備店で、有料の点検・整備を受け、

TSマークの貼り付けを依頼すると、整備済みの自転車に貼り付けられます。TSマークには「傷害保険」や「対人賠償責任保険」が付帯しています。TSマークの保険の有効期限は、自転車安全整備士が整備した日から1年間です。

■生活交通課 交通対策係

☎ 551-0291 FAX 551-0149

りっとうの 商工振興

りっとう創業塾・チャレンジ シヨップで創業支援

今月は、産業競争力強化法に基づき、国の認定を受けた栗東市創業支援事業計画に位置づけられている「りっとう創業塾」「チャレンジシヨップ事業」を紹介します。

りっとう創業塾

創業に興味のある人、将来独立開業を考えている人、創業後5年以内の人などを対象に開講する創業に向けた知識を習得する講座です。税理士、ファイナンシャルプランナー、行政書士、社会保険労務士、弁護士といったさまざまな分野の講師陣が受講者の創業の夢の実現に向けて幅広くサポートします。

また、りっとう創業塾は特定創業支援事業に位置づけられており、実施力キキュラムを修了し、栗東市の証明を受けた人は創業時に次の特典を活用することができます。

- ①会社設立時の登録免許税が半額となります（市内で会社を設立した場合のみ）。
- ②無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1000万円から1500万円に拡充し、事業開始6か月前から利用できます。

③日本政策金融公庫の「新創業融資制度」について、創業資金総額の10分の1以上の自己資金要件がなくなります。

チャレンジシヨップ事業

趣味や特技をいかしてお店を開きたいが、実際に店舗を持つのはまだ自信がないなどの不安を抱えている創業希望者が、JR栗東駅前のウイングプラザ内の施設に出店し、独立開業を目指す事業です。栗東市商工会の担当職員が経営指導などの支援を行い、出店者が実践の中で店舗経営のノウハウを習得し、創業の夢への一歩を踏み出せるようにサポートします。

※詳細は、市ホームページまたは栗東市商工会ホームページをご覧ください。

■商工振興課 商工振興係

☎ 551-0236 FAX 551-0148

～路上喫煙はやめましょう～

路上喫煙は、子どもをはじめ他の歩行者に直接的な危害を加える可能性があるだけでなく、受動喫煙による健康への被害を与えます。また、吸い殻のポイ捨てにより、街の美観を損ねるなど多くの迷惑行為が社会問題化しています。

市では、路上喫煙の防止に関する条例を制定し、路上喫煙の防止に取り組んでいます。ともに協力し、マナーやモラル意識の高い、安心・安全で快適なまちにしていきたいと思います。

■喫煙者の皆さんへ

- ・屋外では他人に迷惑を及ぼす恐れのある歩行中(自転車運転中を含む)の喫煙はやめ、指定場所で喫煙しましょう。
- ・マナーを自覚し、吸い殻は適正に処理しましょう。



環境政策課 生活環境係

☎ 551-0341 ☎ 554-1123

国民健康保険税の軽減

■国民健康保険税の納税義務者は世帯主

世帯主が国保加入者でない場合でも納税義務者となります(擬制世帯主)。

■前年中の所得が一定額以下の世帯は均等割、平等割が軽減

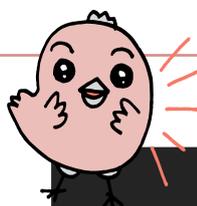
- ・7割軽減:世帯の所得合計額が33万円以下
- ・5割軽減:世帯の所得合計額が33万円+(26.5万円×被保険者数)以下
- ・2割軽減:世帯の所得合計額が33万円+(48万円×被保険者数)以下

■非自発的失業者への軽減

- ・対象者:離職時点で65歳未満であること、離職日が平成21年3月31日以降であること、雇用保険受給資格者証をお持ちで、離職理由コードが規定のものに該当する人。
 - ・軽減内容:前年の給与所得を100分の30として、所得割の算定や均等割、平等割の軽減判定をします。
 - ・軽減期間:離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。
- ※軽減を受けるためには申請が必要です。

提出先・問合せ…税務課 市民税係

☎ 551-0106 ☎ 551-2010



子育て情報

～むし歯は初期(小さい時期)に治療しましょう～

むし歯(C)は進行状況によってC0～C4の5段階に分類されます。

- C0:むし歯の初期段階でエナメル質が少し溶けはじめて、白く濁っていたり、溝が茶色くなっていたりします。
- C1:歯の表面に穴があいた状態で、痛みはありません。
- C2:まだ神経に達していないので痛みはありませんが冷たいもの、甘いものがしみる事があります。
- C3:むし歯が神経に達し激しい痛みをとまいません。
- C4:神経が死んでしまった状態です。

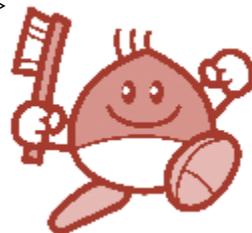
【それぞれの治療法】

- C0:適切な歯みがきやフッ素塗布などで治ることもあります。
- C1:再石灰化に期待または削って詰めるなど最小限ですみます。
- C2:削って詰めるまたは型取りして銀歯などを詰めます。
- C3:残念ながら歯を大きく削り、神経を取り除きます。
- C4:歯の保存が困難になり抜歯に至るケースが多いです。

C3やC4の状態になるまで、むし歯を放置すると歯を失う可能性が高くなります。また、むし歯は放置すればするほど、治療回数や治療日数が増加して、治療費もかかるため、むし歯が小さいうちに治療することが大切です。

そのためにも、かかりつけ歯科医を持ち、年に1～2回は大人も子どもも歯の定期検診を受けましょう。

<栗東市歯科保健専門委員会>



環境健康増進課 母子保健係

☎ 554-6100 ☎ 554-6101